

佐賀市立公民館の使用に関する確認事項

公民館は、社会教育法第23条において、①営利に関すること、②政治に関すること、③宗教に関することが禁止されています。以下の確認事項をご確認のうえ、確認欄全てにチェックをしてください。

一つでも遵守できない事項がある場合は利用できません。

	確認事項	確認欄 (チェック)
営利性に関すること	① 商品、サービス等の販売や契約を行いません。 (地域団体や公共的な団体が地域振興を目的として行う場合は除く。)	
	② 商品や事業所等の宣伝や勧誘(チラシ、試供品等配布も含む)を行いません。	
	③ 市民や他の事業所など外部を対象とした事業(講座、教室、イベント、説明会等)を行いません。	
政治的中立性に関すること	① 政党などの構成員のみで行う事業(報告会、会議、研修会等)ではありません。公平・公開・中立を保つため、広く市民等を対象として行います。	
	② 政治報告会等において、選挙の事前運動は行いません。	
	③ 政党、候補者等の宣伝や勧誘(チラシ配布等も含む。)を行いません。選挙期間中は、公職選挙法に従います。	
宗教的中立性に関すること	① 宗教行事、宗教に関する行為を行いません。 ※地域の伝統行事(祭り等)、習俗化された行事(クリスマス会等)は除く。	
	② 市民等を対象として、宗教についての講習会、勉強会、催事等を行いません。	
	③ 宣伝、勧誘、布教活動等(チラシ配布等も含む。)を行いません。	
その他	① 許可を受けた目的以外に使用しません。	
	② 管理上支障があると公民館職員が判断した場合は、当該職員の指示に従います。	

公民館の使用に関して、上記の確認事項全てを遵守することを誓約します。

上記の確認事項について、違反が発覚した場合は、直ちに使用を停止し、以後の利用を禁止されても異議ありません。

令和 年 月 日

住所

氏名

(団体名等)

(自署)